

勤 労 者 生 活 支 援 特 別 融 資 制 度 (無 担 保)

2026年4月1日現在

1. 資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ・生活資金、教育資金、住宅資金 ※ 負債整理資金、事業性資金は除く
2. 貸出形式	<ul style="list-style-type: none"> ・証書貸付
3. 貸出金額	<ul style="list-style-type: none"> ・300万円以内（原則として1万円単位） ※ ただし、資金用途が生活資金の場合、100万円以内とします。
4. 貸出期間	<ul style="list-style-type: none"> ・生活資金：10年以内 ・教育資金：20年以内 ・住宅資金：25年以内 ※ 元金据置特約を設けることができます。 なお、据置期間は貸出期間に含まれます。
5. 借入資格	<ul style="list-style-type: none"> ・次のすべての条件を満たす方 ① 未成年者、制限行為能力者または住所不定者でないこと ② 収入減少または離職された方で、次のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> i 勤務先の事情により収入が減少し返済が困難となった方、または離職された方（自然災害や感染症拡大等の影響による場合も対象となります） ii 金庫の間接構成員、または間接構成員であった方 ※間接構成員ではない勤労者の方は、金庫との取引実績があり中国ろうきん友の会へ入会可能な方 iii 勤続年数1年以上の方（離職された方は、離職までの勤続年数が1年以上ある方） iv 離職された方は雇用保険の失業給付要件を満たしている方 ③ 最終弁済時年齢が満81歳未満であること ※団体信用生命保険を付保する場合、契約時年齢が満66歳未満（3大疾病団信の場合51歳未満）であること ④ 保証機関の保証を受けられること
6. 貸出金利	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率を適用します。（固定金利）
7. 返済方式	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等月賦償還または元利均等月賦半年賦併用償還 元利均等償還とは、返済期間を通じて元本と利息の合計額が均等となるよう計算された一定額を毎回支払う方式をいいます。 毎月1回返済を行う「月賦償還」、月賦償還と半年に1回返済を行う半年賦償還とを組み合わせた「月賦半年賦併用償還」があり、ご自由に選択できます。 ・元金据置期間中の取扱い（選択された方） 据置貸付期間中は、元金の返済を行わず、経過利息のみを「月賦償還」または「月賦半年賦併用償還」により、お支払いいただきます。
8. 保証	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）日本労働者信用基金協会
9. 保証料等	<ul style="list-style-type: none"> (1)保証料 ・保証料は当金庫が負担いたします。 (2)手数料 ・不 要
10. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・不 要

11. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、次の収入確認資料の提出が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> i 収入減少者＝減収となったことがわかる収入証明書 (複数年の源泉徴収票、複数月の給与明細等) ii 離職者＝雇用保険受給資格者証 (再就職先が決定している方は、内定(採用) 通知書および給与証明書などの見込み年収がわかるもの)
12. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760 受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業) なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp
13. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：(一社) 全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ご希望により、資金使途が住宅資金の場合は「ろうきん団体信用生命保険」または「ろうきん3 大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険」、教育資金の場合は「ろうきん団体信用生命保険」に加入することができます。

ろうきん

※ 金利情報等、詳細については窓口にお問い合わせください。

※ 返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。